

- 6 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 7 重度心身障害者医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 8 障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定する。
- 9 身体障害者診断書料補助事業については、現行のとおりとする。

協議第48号 協定項目22 - 14 高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。
- 2 高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3 配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4 住宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

協議第49号 協定項目22 - 15 児童福祉事業の取扱いについて

- 1 児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 2 児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 3 特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 4 父子手当支給事業については、合併時に廃止する。
- 5 乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 6 児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
- 7 ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 8 児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- 9 青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- 10 次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。
- 11 児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。
- 12 出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

協議第50号 協定項目22 - 16 保育事業の取扱いについて

- 1 放課後児童対策事業については、平成19年度当初に再編する。
- 2 家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3 特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4 保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。
- 5 公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

協議第51号 協定項目22 - 17 ごみ処理事業の取扱いについて

- 1 廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
- 2 ごみの搬出、収集体制については、合併後、速やかに再編する。
- 3 粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
- 4 指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。
- 5 ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。